

災害時における被災者法律相談等に関する協定書

兵庫県（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者に対する法律相談の実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は兵庫県内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者に対する法律相談（以下、「法律相談」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲は、大規模な災害発生時に次に掲げる事項の実施を必要と認めるときは、乙に対してその協力を要請することができる。

- (1) 被災者に対する弁護士による法律相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

2 甲は、法律相談について県内市町から甲に対して要請があったときは、乙と協議の上、必要な調整を行う。なお、県内市町と乙、乙の支部及び被災地弁護士会等の間に別途、協定などの合意等が存する場合には、当該合意等が本協定に優先するものとし、甲及び乙は、当該合意等を尊重する。

（法律相談その他の協力内容）

第3条 法律相談の内容については、災害に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための協力については、甲乙が別途協議する。

（法律相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、第2条第1項に規定する協力を要請し、乙も必要性を認めたときは、乙は、速やかにこれを応諾し、従事者を選定し、必要事項を甲に報告する。ただし、乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙は、乙の会員でない弁護士を選定することができる。

2 乙が、災害時の状況に照らし、前項に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議の上、可能な限り協力を行う。

（相談者からの相談料）

第5条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（法律相談等の場所及び広報）

第6条 乙が、第2条第1項に規定する協力を実施するに際し、法律相談の実施場所、実施時間等については、甲乙及び同条第2項に基づく要請を行った市町が別途協議の上、定める。甲は、相談場所の提供に協力するとともに、乙と協力しながらその広報を行う。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第2条第1項に規定する協力を実施するに際し、関連機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担する。

2 乙が、第2条第1項に規定する協力を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供する。

（報告）

第8条 乙は、第2条第1項に規定する協力を実施した場合は、法律相談の件数、対象者、内容等について、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しない範囲で、書面により甲に報告を行う。

（平時における連携）

第9条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備えるため、平時から相互に連携強化に努める。

2 甲及び乙は、本協定に定める事項に関する連絡責任者を選定して相互に通知し、変更があった場合も同様とする。

（経費の負担）

第10条 甲は、乙に対して第2条第1項に規定する協力を要請したときは、乙又は従事者に対する報酬、費用等について、他の公的援助制度の有無及び同条第2項に基づく要請を行った市町との協議を踏まえ、乙と協議のうえ、定める。

2 甲及び乙の間に、災害発生時の法律相談等の実施に関する契約が本協定のほかに別途存する場合には、当該契約の履行を本協定に優先する。

（損害の補償）

第11条 本協定に基づく活動協力の際に、乙の会員又は第4条第1項に規定する乙の会員でない弁護士が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わない。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、協定終結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、その期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年9月18日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事 齋藤 元彦

乙 神戸市中央区橘通1丁目4番3号

兵庫県弁護士会
会長 中川 勘太